

金属鉱物国内探鉱資金貸付細則

平成16年3月1日
2004年（鉱融）業務細則第7号
最終改正 令和4年11月14日

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号）第7章第2節の定めに基づく国内探鉱資金貸付業務を行うに当たり、その基準を定めることを目的とする。

（貸付金の使途）

第2条 貸付金の使途は、当該事業年度における探鉱資金とする。

2 前項の探鉱資金は、探鉱に関する物品費、労務費、直接経費、減価償却費、山元管理費、その他特に探鉱に必要な経費及び探鉱に必要な権利を取得するための出資金等に充当するものとする。

3 貸付けの対象となる資金は、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、マンガン鉱、金鉱及びタングステン鉱（以下「金属鉱物」という。）の探鉱に必要な資金とする。

（貸付けの相手方）

第3条 貸付けの相手方は、国内において、金属鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者であって、資本の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人を超える会社又は当該会社の子会社及び常時使用する従業員の数が1,000人を超える個人とする。

（貸付けの手続）

第4条 貸付けに当たっては、相手方から探鉱資金借入申請書を提出させるものとする。

（貸付金の限度額）

第5条 貸付金の限度額は、探鉱の対象となる鉱床又は地区ごとに、第2条に定める経費の7割に相当する額の範囲内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には7割を超え8割以内とすることができる。

(1) 未開発鉱山の探鉱であって、その規模が大きなものである場合

(2) 現稼行鉱山の稼行地域から、相当の距離にある別鉱床の探鉱であって、その規模が大きく、かつ探鉱に長期間を要すると認められるものである場合

(貸付けの方法)

第6条 貸付けの方法は、証書貸付によるものとする。

(審査手続)

第7条 貸付対象事業の採択審査に当たっては、迅速を旨とし、申請書を受領してから採択等を決定するまでの審査期間を、必要な申請書類をすべて受領した日から起算し、原則4週間以内とする。

(貸付けの審査)

第8条 機構は、貸付対象案件の採択に際しては、国内貸付けの採択に関する審査基準を定め、当該基準及び本則に定めるところに従い、次の各号に定める技術面、経済性等について厳正な評価を行うこととし、そのための事務処理手続きや評価の基準については、本細則及び別途定める審査基準により行うものとする。

- (1) 技術的審査事項においては、地質鉱床学的ポテンシャル評価と既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、プロジェクトリスク評価、自然環境・立地条件等による技術評価を行うものとする。
- (2) 経済的審査事項においては、事業の計画性等の評価、精鉱等生産物の販売先確実性の評価等による経済評価を行うものとする。
- (3) 事業実施関連審査事項においては、貸付先等の経営状況の評価、事業実施者の技術力、プロジェクト管理能力及び環境規制等の有無等の評価による事業実施体制の評価を行うものとする。
- (4) 財務的審査事項においては、償還確実性の有無、貸付に際する担保の価値評価及び換金可能性等による財務的評価を行うものとする。

(貸付利率及び利息の支払方法)

第9条 貸付利率は、財務省が公表する最新の「財政融資資金預託金利・貸付金利」に準ずるものに0.4パーセントを加えたものとする。ただし、「財政融資資金預託金利・貸付金利」に準ずるものが年利0.2パーセント以上0.4パーセント未満の場合は、これに0.2パーセントを加えたものとし、「財政融資資金預託金利・貸付金利」に準ずるものが年利0.2パーセント未満の場合は、これと同じとする。

- 2 利息は、後払いとして月割計算により3月ごとに支払を受けるものとする。元金据え置き期間中の利息も同様とする。ただし、利息の計算において3月に満たない端数計算については、1年を365日(閏年の日を含む期間についても同じ。)とする日割計算により行うものとし、1円未満は切り捨てとする。

(償還期限)

第10条 貸付金の償還期限は、7年以内とする。ただし、第5条ただ

し書に該当する場合は、7年を超え12年以内とすることができる。

(償還方法及び据え置き期間)

第11条 貸付金の償還方法は、元金均等の割賦償還又は定期償還の方法によるものとする。

2 貸付金の据え置き期間は、2年以内とする。ただし、第5条ただし書に該当する場合は、3年以内とすることができる。

(貸付けに関する損害金)

第12条 債務不履行、保険料立替払金等に対する損害金は、弁済すべき金額につき年14.5パーセントとする。ただし、損害金の計算は、1年を365日(閏年の日を含む期間についても同じ。)とする日割計算により行うものとし、1円未満は切り捨てとする。

(貸付金債権の担保)

第13条 担保は、十分徴するものとする。ただし、法人保証があること等により特に必要がないと認められる場合にはこの限りでない。

2 担保物件は、登記、登録等第三者対抗要件を具備し、かつ、それにより確実に貸付金債権を担保することができるものに限るものとする。ただし、金属鉱物国内探鉱資金貸付業務要領(2004年(鉱融)業務要領第25号)で定める貸付先要件を満たす場合は、不特定担保留保、特定担保留保、その他適当な方法をとることができるものとする。

3 貸付金の担保は、国内で換金可能なものを徴するものとする。

4 担保権の設定は、貸付けと同時にを行うものとする。ただし、貸付時において、担保物件が登記適状にない等の場合であって機構が必要と認めた場合は、適宜資金の交付を行うことができるものとする。

5 前項ただし書の場合は、可能な限り担保権設定に必要な書類を徴求しておかなければならないものとする。

(保証人)

第14条 機構は、資金の貸付けを行うに当たり、連帯保証人を徴するものとする。ただし、十分な担保を徴していること等により、特に必要がないと機構が認める場合は、この限りではない。

(管理に関する一般事項)

第15条 貸付金の管理は、次の各号に定める事項に留意し、債権の保全に遺漏のないよう万全の措置をとるものとする。

(1) 貸付金の使途

(2) 貸付条件の履行状況

(3) 担保物件の管理及び保険

(4) 貸付先の業況及び保証人の信用状況

(5) その他債権の保全及び回収のために必要な事項

(報告の徴収及び調査)

第16条 機構は、貸付金の用途を確認するため、貸付先に対し、四半期ごとに又は必要に応じて、探鉱計画の進捗状況並びに探鉱資金の支払状況等を報告させるものとする。

2 機構は、前条各号に定める事項を把握するため、貸付先に対し、次の各号に定める事項について、当該各号に定める時期に報告させるものとする。

(1) 役員の変更、定款の変更、その他事業の経営に関する重要な事項の変更(変更の都度)

(2) 貸付先、法人保証先の財務諸表及びその附属資料(各決算期ごと)

(3) その他経営状況等を把握するために必要な資料(必要と認める場合)

3 機構は、前2項に定める場合のほか、必要に応じて実地調査を行うものとする。

(保険)

第17条 機構は、担保として徴求した物件のうち、債権の保全上特に必要と認めたものについて、貸付先に火災保険、その他の損害保険を付保せしめ、かつ、保険金請求権の上に質権を設定する等必要な手続を行わせるものとする。

(繰上償還)

第18条 機構は、貸付先が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができるものとする。

(1) 金銭消費貸借契約証書の条項の定めに基づく義務の履行を怠った場合

(2) 貸付けを受けた後、正当な理由がなく、長期にわたり、これを使用しない場合

(3) 対象事業の事業費の額が計画の変更、その他の理由により減額し、貸付金の額が第5条に規定する比率を超える場合

(4) 貸付先又は機構に担保提供した目的物について、差押、仮差押、仮処分又は租税公課の滞納による差押若しくは競売手続きの開始があった場合

(5) 貸付先又は貸付先が解散して本契約上の債務を承継した法人に対して、法令又は裁判所の決定により、支払停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、その他これに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含む。)があった場合

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(7) 解散した場合

(8) 貸付先の責めに帰すべき事由により、鉱業権、租鉱権、その他探

鉱する権利の全部若しくは一部が取消された場合又は鉱業の全部若しくは一部を停止された場合

(9) 貸付金及びこれに附随するすべての債務弁済が完了するまでの間において、機構に対し事実と相違した申出又は報告をなし、その理由がやむを得ないものではないと甲が判断した場合

2 機構は、貸付先が前項第9号に該当すると認めた場合は、貸付先に対し繰上償還補償金を加算して繰上償還請求をすることができるものとする。

3 機構は、貸付先から貸付金の全部又は一部の繰上償還の申請があり、当該繰上償還に必要な繰上償還補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認める場合に限り、繰上償還を承認することができるものとする。

4 前2項の繰上償還補償金は、繰上償還日において元利金とともに支払うべき金額をいい、その額は機構が別途定めるところにより計算した金額とするものとする。

(貸付元利金等の弁済充当の順序)

第19条 貸付元利金等の弁済充当の順序は、原則として、費用、立替金、損害金、繰上償還補償金、利息、元金の順序とする。

第20条 この細則に定めるもののほか、国内探鉱資金貸付業務に関し必要な事項は理事長が定めるものとする。

附 則

この業務細則は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書の認可日(平成16年3月1日)から施行し、平成16年2月29日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成16年3月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年9月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年11月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年11月10日から施行する

附 則

この業務細則は、平成17年12月9日から施行する

附 則

この業務細則は、平成18年2月10日から施行する

附 則

この業務細則は、平成18年3月10日から施行する

附 則

この業務細則は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成18年4月25日から施行し、平成18年4月12日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年8月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年8月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年6月24日から施行し、平成20事業年度決算から適用する。

附 則

この業務細則は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年8月12日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成21年12月9日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和4年11月14日から施行する。